

重要

4 福薬業発第 193 号

令和 4 年 7 月 27 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 有吉 俊二

薬剤師研修・認定電子システム (PECS) における 取得した研修受講単位の取り扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、下記のとおり日本薬剤師研修センターのホームページにて掲載されております。

(https://www.jpec.or.jp/download/pecs_tanniharaidashi.pdf)

お忙しいところ恐れ入りますが、貴会会員へご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 取得した研修受講単位を日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師等の新規・更新申請等に使用する場合
→単位の払出をしないこと (=単位払出ボタンをクリックしないこと)。
いったん単位払出の手続きをすると、PECS から、取得した研修受講単位が消失します。この場合、いかなる理由があっても、消失した研修受講単位を PECS に戻す事ができず、申請に用いることができません。
2. 取得した研修受講単位を他団体 (日本薬剤師研修センター以外) に提出する場合
→必要とする研修受講単位の払出の作業をし、書面に単位等を記載したものを受講単位証明書として、使用することができます。ただし、この受講単位証明書を日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師等の新規・更新申請等に使用することはできません。

以上